

<紙おむつ支給事業のご案内>

【目 的】

蓮田市にお住まいの社協会員世帯で在宅の障がい児へ紙おむつを支給することにより、介護者の経済的負担を軽減するなど、在宅介護の支援を目的としています。

【ご利用できる方】

蓮田市にお住まいの社協会員世帯で、紙おむつを使用している在宅の障がい児で、
 障害者手帳（身体障害者手帳）1～3級、障害者手帳（療育手帳）㊤～B、
 障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）1級のいずれかの交付を受けているかた

【申 請】 ※申請は毎年度ごとになります。

- ① 申請書（書類は社協にあります。）
- ② 有効期間内の障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）のいずれかの写し
 （障害が重複する場合は複数の手帳の写しを添付願います。）

【支給決定】 申請書の受理後、支給の可否を決定通知書によってお知らせします。

【支給方法】 契約業者より蓮田市内の使用者宅もしくは申請者宅へ配達により支給します。

【支給種類】 下記の中からいずれか1種類（すべて男女兼用です）

種 類	サイズ	2ヶ月分の支給枚数	体 重
テープ	M	64枚(64枚×1パック)	6～11kg
テープ	L	54枚(54枚×1パック)	9～14kg
テープ	B	42枚(42枚×1パック)	12～20kg
テープ	SB	56枚(28枚×2パック)	15～35kg
パンツ	M	58枚(58枚×1パック)	7～12kg
パンツ	L	44枚(44枚×1パック)	9～14kg
パンツ	B	76枚(38枚×2パック)	12～20kg
パンツ	B大	68枚(34枚×2パック)	13～25kg
パンツ	SB	56枚(14枚×4パック)	15～35kg
尿取りパッド		135枚(45枚×3パック)	10.5×29cm

【注意事項、その他】

※入院・入所・転出・死亡の際は、紙おむつの支給は停止又は廃止になりますのでご連絡をお願い致します。

※入所を前提とした長期間のショートステイご利用中や、住民票を移さずに市外の施設に入所の場合等のご利用はできません。

※再判定等で新しい障害者手帳を取得された際は写しの提出をお願いします。

※紙おむつの新規申請、サイズや種別の変更受付は、宅配月の前月末日の営業日までです。

(例 6月支給の変更受付→前月 5月31日まで)
ただし、土・日・祝日・年末年始はお休みです。

※支給されたおむつの交換はできません。

(余り等の返品は開封済みもお受けします)

※紙おむつ支給事業は市民のみなさまからご協力いただいた会費等を財源に実施しています。

みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

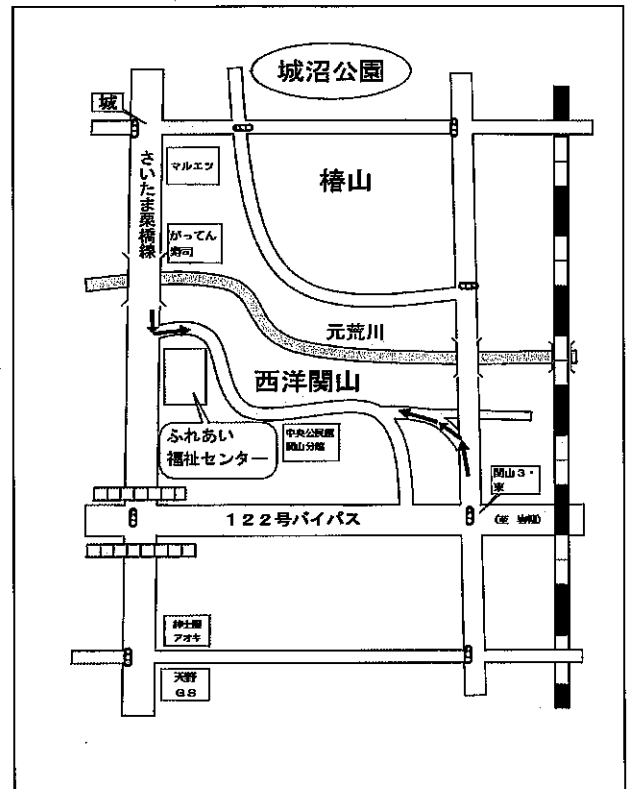
<連絡先・問合せ>

蓮田市社会福祉協議会 (ふれあい福祉センター内)

担当：総務グループ

〒349-0121 蓮田市関山4-5-6 電話 048-769-7111

《営業時間：午前8時30分～午後5時15分 (月曜日から金曜日、祝日を除く)》



【令和4年4月～令和5年3月分 紙おむつ配布予定表】

令和4年	4月	18日 (月)	19日 (火)	20日 (水)	21日 (木)	22日 (金)
	6月	13日 (月)	14日 (火)	15日 (水)	16日 (木)	17日 (金)
	※8月	15日 (月)	16日 (火)	17日 (水)	18日 (木)	19日 (金)
	10月	17日 (月)	18日 (火)	19日 (水)	20日 (木)	21日 (金)
	12月	19日 (月)	20日 (火)	21日 (水)	22日 (木)	23日 (金)
令和5年	2月	13日 (月)	14日 (火)	15日 (水)	16日 (木)	17日 (金)

※8月は、第4週に変更する場合があります。